

デジタルプラットフォームによるコンテンツモデレーションの選好分析

○氏名 兼保圭介 (Kaneyasu Keisuke)・高口鉄平 (Koguchi Teppei)

Keywords : デジタルプラットフォーム、コンテンツモデレート、YouTube

1 目的

本研究の目的は、SNS に代表されるデジタルプラットフォームが行う望ましいコンテンツモデレーションの在り方を明らかにすることである。デジタルプラットフォーム事業者が行うコンテンツモデレーションに注目が集まっているが、政府による検討（総務省 2022）や先行研究（橘 2022、水谷 2022、鳥海・山本 2023、三菱総合研究所 2022）が示すように、法による規律は表現の自由の萎縮効果等に懸念があり、我が国では事業者による自主的な取り組みと情報公開が求められている。問題の焦点となるコンテンツモデレーションの基準については、公共の視点での議論が多く、利用者視点での検討は十分になされていない。そこで、本研究では利用者から見た望ましいコンテンツモデレーションの在り方を明らかにすることを試みる。

2 方法

本研究の調査・分析方法は、以下のとおりである。まず初めに、デジタルプラットフォームの利用規約やコンテンツガイドライン等など、公開されているコンテンツモデレーションの基準を参考に、違反コンテンツを分類した。この分類毎に、違反コンテンツに対して利用者がどのような対処を望むのかを調査した。調査では、代表的なデジタルプラットフォームとして YouTube を取り上げ、利用経験のある 15 歳以上の日本人に対してオンラインアンケートを実施し、1,069 件の回答をもとに分析を行った。

3 結果

調査・分析の結果、デジタルプラットフォームが違反とするコンテンツであっても、コンテンツの削除を望まないという回答が観測された。また、違反コンテンツの分野によりデジタルプラットフォームの関与を望まない割合に違いが観測できた。また、過去の経験や基本属性がコンテンツモデレーションに影響を与える可能性がある事も明らかとなった。

4 結論

以上により、利用者はデジタルプラットフォームの定める違反コンテンツに対して、必ずしも一律にコンテンツの削除を望んでいるわけではない事が示され、デジタルプラットフォーム定めるコンテンツモデレーションの基準とユーザの意識の乖離が明らかになった。

【主要参考文献】

1. 総務省 (2022) 『プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書』
2. 橘雄介 (2022) 「米国通信品位法 230 条の動向とプロバイダ責任のあり方への示唆」『情報通信学会誌』39 巻 4 号, pp. 119-126
3. 水谷瑛嗣郎 (2022) 「ソーシャルメディア・プラットフォームのコンテンツ・モデレーションと「表現の自由」」『メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』No72, pp. 27-40
4. 鳥海不二夫・山本龍彦 (2023) 「共同提言『健全な言論プラットフォームに向けて—デジタル・ダイエット宣言 ver. 2.0』」
5. 三菱総合研究所 (2022) 『インターネット上の誹謗中傷情報の流通実態に関するアンケート調査結果』